

熊本県告示第482号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成15年5月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品及び数量
分散型県税オンラインシステム開発基本検討書作成業務 一式
- 2 入札参加資格
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。)による審査のうち、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 都道府県における税務事務の総合的な電算システム(2の(2)のアの(ア)から(ソ)までのすべての機能を有し、かつ、2の(2)のイの形態をとるものに限る。)の稼働実績(開発中のものを含む。)を有する者であること。
 - ア 実績の対象となる機能等
 - (ア) 納税者管理
 - (イ) 収納管理
 - (ウ) 個人県民税
 - (エ) 法人県民税
 - (オ) 法人事業税
 - (カ) 県民税利子割
 - (キ) 法人事業税
 - (ク) 地方消費税
 - (ケ) 不動産取得税
 - (コ) 県たばこ税
 - (サ) ゴルフ場利用税
 - (シ) 自動車取得税
 - (ス) 自動車税
 - (セ) 鉱区税
 - (ソ) 軽油引取税
 - イ 実績の対象となるシステムの稼働形態
クライアントサーバ方式による税務事務の総合的な電算システムであること。
- 3 2の(1)の入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-1111 内線 6349
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成15年5月2日(金)から平成15年5月9日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後6時15分までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成17年9月30日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成17年7月1日から平成17年7月31日まで行う。

公 告

熊本県公告第305号

相良村長矢上雅哉から認可の申請があった四浦地区(平川工区)の換地計画については、平成15年4月22日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。関係権利者で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を